

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

第 7 号

(教職員全員配布)

2011年 5月31日

文責 馬場 隆

- 公務員賃金削減問題での総務大臣政務官交渉 (5/27) -

「臨時的・異例の措置にご協力を」の繰り返し

20 日の交渉につづいて、国家公務員賃金の「1 割カット」提案の撤回を求めて、全教・国公労連・自治労連などの交渉団が、27 日に内山晃総務大臣政務官(衆議院議員)との交渉を行いました。全労連公務部会のニュースから、その主な内容をお知らせします。

賃下げ提案の法的根拠を示せない政府

交渉で内山政務官は、今回の賃金削減提案について、改めて「①極めて厳しい財政状況に鑑み、②極めて異例の措置として、③時限的な措置として行うものであり、皆さんとも真摯に話し合った上で行おうとしている」「現下の経済社会情勢や厳しい財政事情に加え、東日本大震災の復旧・復興支援のために多額の経費が必要になることを踏まえれば、歳出の削減は待ったなしの課題であり、国家公務員の皆さんにもご協力いただかなければならないと考えている」などと説明しました。

これに対して交渉団は、「財政事情をどのように改善していくのか、そのことと公務員賃金との関係は解明されていない。交渉がまとまらない場合の調整システムなどの救済措置もない中で、労働組合との合意しないまま、政府による一方的な賃下げが可能なのか、納得できる法的根拠を明確に示せ」と迫りました。

政務官「無理を承知でお願いしている」

政府側は、「交渉不調の際のルールは現行制度にはない。その通りだ」「権利保障という点では、細かいところについてすべて完備していないということは、その通りだ」と回答しながら、「3 年間の時限措置であり、勤務条件法定主義の原則にかえて、最終的には国会で判断して

もらう」と述べました。

交渉団が「そういう回答であれば、勤務条件法定主義をタテにとれば、政府は、労働者の権利を無視しても、何でもやれるという論理になる。それが、政府がめざしている自律的労使関係制度なのか」とさらに追及すると、内山政務官からは、「無理を承知でお願いしている」との回答しか示されませんでした。

最後は、内山政務官が「次回は(片山)大臣からお話いただけるよう、私から申し上げておく」と回答し、交渉を閉じました。

自衛官は削減猶予？

本日(5/31)の新聞報道では、「国家公務員の給与削減問題で政府は 30 日、自衛官については一定期間、猶予する方針を固めた」(長崎新聞)と伝えられています。過酷な復旧・復興活動に従事していることへの配慮とされていますが、そうした活動に従事しているのは自衛官だけでしょうか。また、直接復旧・復興活動に従事していなくても、それぞれの持ち場で、長時間過密労働で奮闘している他の公務員への配慮は必要ないのでしょうか。

公務員給与の削減に反対する声は、自民党の国会議員の中にもあります。17 日の参院財政金融委員会と総務委員会で、自民党の参院国会対策副委員長を務める西田昌司議員は、国家公務員給与の 1 割削減が、①日本経済をさらにデフレの影響を及ぼすこと、②労働基本権が制約されているもとで違法行為であることなどを指摘し、政府を厳しく追及しています。

「復興のためにも、公務員総人件費の削減ではなく、公務・公共サービスの拡充こそが必要」という世論を広げることが求められています。

労働条件を守るのは団結の力です 賃下げを阻止するためにあなたも高教組へ